破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２７４７号
埼玉県川口市芝新町15―20　ルピナス芝205号室
破産者　菅井　智之
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９５２号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目13番１号
破産者　株式会社アルファーデザイン
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９６６号
東京都新宿区西早稲田２丁目18番10号
破産者　有限会社設備社
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０６３号
茨城県つくば市花畑３丁目32番地８
破産者　有限会社丸岡
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０６４号
茨城県つくば市豊里の杜２丁目19―３
破産者　岡田　拓展
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１３５号
大阪府大阪市鶴見区諸口１丁目１番80号
破産者　アールディー株式会社
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１４６号
東京都江東区豊洲５―５―１―1705、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区築地２丁目８番１号　築地永谷タウンプラザ903号
破産者　株式会社泰漁トレーディング
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１６６号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目３番12号
破産者　株式会社ワイズ・インデックス
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２３７号
東京都練馬区関町南４丁目18番19号
破産者　有限会社ニューフロンティア
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２３８号
東京都東久留米市上の原１丁目３―３―907
破産者　若山信一郎
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２８２号
東京都葛飾区南水元１丁目21番19号
破産者　株式会社アバンス
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２８３号
東京都葛飾区水元４丁目15―８　セレナド・リコーパートⅠ―106
破産者　秋元　篤
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２８４号
東京都葛飾区東水元２丁目35―21―205
破産者　佐々木恒利
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２８５号
千葉県柏市つくしが丘１丁目13―21　ライフステージ新柏１―Ｂ
破産者　秋元　雅世
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２８６号
東京都葛飾区東水元２丁目35―21―205　佐々木方
破産者　佐藤　節
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５号
熊本県熊本市東区御領１丁目１番121号
破産者　株式会社インパルス
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６号
神奈川県横浜市青葉区荏子田２丁目36―22―105
破産者　長村　信宏
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７号
神奈川県横浜市青葉区荏子田２丁目36―22―105
破産者　長村太香子
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９号
埼玉県さいたま市大宮区浅間町１丁目116番地８
破産者　株式会社エムディーエキスプレス
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０号
埼玉県川口市大字伊刈149―24
破産者　坂下　悟
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７３号
東京都江戸川区清新町１丁目３―１―906
破産者　眞田　政明
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８０号
東京都大田区南久が原２丁目９―４　久が原Ａライム101
破産者　島田　寛子
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３５号
東京都江戸川区鹿骨１丁目25―20　ディアフラットタカハシＢ201
破産者　居城　武夫
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部